特別栽培農産物は、各県が定める慣行栽培基準に対し、

節減対象農薬の使用回数が５０％以下
化学肥料の窒素成分量が５０％以下
で栽培された農産物です。

農林水産省新ガイドラインによる表示内容

品名：　特別栽培米　21年産　新潟県上越市　コシヒカリ

農林水産省新ガイドラインによる表示
特別栽培農産物
節減対象農薬：　当地比　7割減 化学肥料(窒素成分)：　当地比　5割減
栽培責任者　丸田　洋 住　　所　新潟県上越市岩木2195－9 連　絡　先　TEL　025－527－2885
確認責任者　安原　裕也 住　　所　新潟県妙高市大字長森908－1 連　絡　先　TEL　0255－73－8939
精米確認者　株式会社ミツハシ　品質保証室 住　　所　神奈川県横浜市金沢区幸浦2－25 連　絡　先　TEL　045－784－8014

節減対象農薬の使用状況		
使用資材名	用途	使用回数
カフェンストロール	除草	1
シクロスルファムロン	除草	1
ダイムロン	除草	1
ベンゾビシクロン	除草	1